Road to Expo 2030 Riyadh 障害者アートコンテスト

応 募 規 約

一般社団法人むすびおよび株式会社 ePARA（以下、合わせて「共催者」といいます）が共催する「Road to Expo 2030 Riyadh 障害者アートコンテスト」（以下「本コンテスト」といいます）への応募および応募作品の取扱いについて、以下のとおり定めます。応募者は、本規約に同意のうえ、本コンテストに応募するものとします。

第 1 条　総則

本規約は、本コンテストへの応募、審査、作品の展示・利用その他本コンテストに関する事項について、応募者と共催者との間の基本的な事項を定めるものです。

本コンテストの具体的な応募方法、応募期間、審査日程、賞の内容その他募集に関する事項は、別途定める「応募概要」によるものとします。

第 2 条　応募資格等

応募者は、応募概要に定める応募資格を満たすものとします。

障害者支援団体その他の団体または支援者を通じて応募する場合は、応募者本人の応募意思を確認し、必要な許諾を得たうえで応募するものとします。

未成年者が応募する場合は、保護者の同意を得るものとします。

応募者本人が応募の意思を表明することについて支援が必要な場合は、本人に分かりやすい方法によって本コンテストへの応募について説明し、必要に応じて権限を有する代理人等が関与するものとします。

共催者は、応募資格、本人の応募意思、同意その他必要な事項について確認するため、必要に応じて資料の提出または説明を求めることがあります。

第 3 条　応募作品に関する条件

応募作品は、応募者本人が制作したオリジナル作品であり、第三者の著作権、著作者人格権、肖像権、商標権その他一切の権利を侵害しないものとします。

応募作品は、他のコンテスト等において受賞していない作品とします。

第三者が権利を有する素材、人物その他を作品に使用する場合、応募者は、自らの責任において必要な許諾を得るものとします。

法令に違反する内容、公序良俗に反する内容、差別的または反社会的な内容、不当な暴力を賛美する内容その他共催者が本コンテストの趣旨に照らして不適切と判断する作品は応募できません。

応募作品について第三者から権利侵害等の申立てがあった場合、応募者は、共催者による事実確認に必要な範囲で協力するものとします。

第 4 条　AI を利用した作品

AI を制作の補助として利用した作品は応募することができます。

AI によって自動生成された作品のみを応募することはできません。

共催者は、応募作品の制作過程または AI の使用範囲について、必要に応じて応募者に説明を求めることがあります。

AI を利用した作品についても、第 3 条に定める応募作品に関する条件が適用されます。

第 5 条　応募および応募内容の確認

応募は、応募概要に定める方法により行うものとします。

応募者は、応募時に提供する情報について、真実かつ正確な情報を提供するものとします。

応募後に応募内容の誤りその他の問題が判明した場合、共催者は必要に応じて応募者に確認を行うことがあります。

第 6 条　審査および受賞

本コンテストの審査は、共催者が定める方法により行います。

審査日程、審査基準、ノミネート作品数、賞の構成、その他の具体的な事項は、応募概要に定めます。

審査における採点、順位、審議内容その他の審査過程に関する個別の問い合わせ、ならびに作品の評価そのものに対する異議申立てには、原則として応じません。

応募記録の誤り、規約違反、権利侵害、運営上の問題その他本コンテストの適正な実施に関する申告については、事務局において受け付けます。

応募資格を満たしていないこと、応募内容に虚偽があること、本規約に違反していることその他不適切な事実が判明した場合、共催者は、事実確認のうえ、審査対象からの除外、受賞の取消しその他必要な措置を講じることがあります。

記念品その他の支給後に受賞取消しの事由が判明した場合の返還その他の取扱いについては、事情を確認したうえで個別に対応します。

応募者の居住地、表彰式等への来場可否その他作品の評価と直接関係しない事情によって、作品の審査結果を変更することはありません。

第 7 条　著作権および作品画像の利用

応募作品の著作権は、応募者または正当な権利者に帰属し、本コンテストへの応募または受賞によって共催者に移転するものではありません。

応募者は、共催者に対し、本コンテストの審査、展示、結果発表、非商用の募集広報および事業報告を目的として、応募作品の画像を無償かつ非独占的に利用する権利を許諾します。

前項の利用許諾には期間を定めません。ただし、期間の定めがないことは、本コンテストと関係のない目的への利用を認めるものではありません。

共催者が利用できる媒体は、本コンテストに関するウェブサイト、SNS、展示物、印刷物、報告書、報道用資料その他本コンテストの実施・広報・記録に必要な媒体とします。過去の開催記録として継続して掲載する場合を含みます。

共催者は、作品の掲載にあたり、必要な形式変換、拡大・縮小、余白調整その他媒体に応じた技術上必要な処理を行うことがあります。

作品本体の切り取り、表現を変更する色調整、タイトルの変更その他作品の内容または表現に影響を及ぼす変更を行う場合は、原則として事前に応募者に確認します。

共催者は、作家の表現意図を損なう改変を行わないものとし、応募者に対して著作者人格権の包括的な不行使を求めるものではありません。

作品を公開する場合は、原則として応募者が指定した公開用作家名を表示します。ただし、媒体の仕様等により表示が困難な場合は、あらかじめその取扱いを説明します。

第 8 条　商用利用の除外

共催者は、本コンテストへの応募または受賞を理由として、応募作品を商品化、販売、商用ライセンス、販売促進用グッズ、クラウドファンディングの返礼品その他の商用目的に利用しません。

応募または受賞は、前項に定める商用利用についての同意を意味するものではありません。

共催者から本コンテストに関する業務の委託を受けた者は、共催者の管理のもと、本規約に定める利用目的に必要な範囲で作品を取り扱うものとします。

第 9 条　原画の送付、展示および返却

共催者は、展示等のため、国内の応募者に対して原画の送付を依頼する場合があります。応募者は、共催者から依頼があるまで原画を発送しないものとします。

原画を送付した場合であっても、原画の所有権は応募者または正当な権利者に帰属し、共催者に移転しません。

サウジアラビアから応募する場合、原作品を共催者へ発送する必要はありません。

共催者が原画の送付を依頼する場合は、対象作品、サイズ、梱包方法、送付先、配送方法、返却時期その他必要な事項を事前に案内します。

共催者が指定する方法により原画を送付する場合の往復送料その他の費用の負担については、送付前に案内します。

共催者は、送付された原画を適切に管理し、破損、紛失その他の事故が生じた場合は、速やかに応募者へ連絡します。事故の原因、関係者の責任および適用法令に基づき、必要な対応を行います。

保険への加入の有無および補償条件については、原画の送付前に確認できるよう案内します。

ノミネート作品等のうち、会場の広さ、展示条件その他の事情により、展示する作品を選定する場合があります。ノミネートされたすべての作品について、原画展示を保証するものではありません。

デジタルで提出された作品については、印刷、画面表示その他の方法により展示する場合があります。展示方法については、必要に応じて事前に案内します。

第 10 条　個人情報の取扱い

共催者は、応募者の個人情報を、応募受付、応募資格の確認、審査、結果通知、展示・表彰に関する連絡、原画の返却、支援金等の支払い、応募者が同意した範囲での公開、事業報告および必要な会計記録その他本コンテストの実施に必要な目的のために取り扱います。

共催者は、応募者の個人情報を、前項に定める目的の範囲を超えて利用しません。また、作品の商品化等のために利用することはありません。

応募者は、応募フォーム等において示される個人情報の取扱いについて確認し、必要な同意を行うものとします。

国内事務局が応募情報を取り扱う場合は、共催者から委託を受けた範囲で取り扱います。

共催者は、個人情報へのアクセス権限を必要な範囲に限定するなど、適切な管理を行います。支援金等の支払いに必要な送金情報については、必要となった段階で別途取得します。

障害に関する情報は、本コンテストの実施に必要な最小限の範囲で、本人の同意を得て取得します。また、審査資料や一般公開される情報に不必要に含めないよう取り扱います。

氏名に代えて公開用作家名を使用する場合など、一般公開する情報については、応募時にその掲載範囲を確認します。

海外の審査協力等に際して個人データの提供が必要となる場合は、共催者が適切な取扱いを確認したうえで実施し、必要に応じて審査方法を変更します。

共催者間で同意を得た取扱い、国内業務委託その他法令により認められる場合を除き、本人の同意なく第三者へ個人情報を提供しません。

個人情報は、各利用目的に必要な期間保管し、法令その他必要な保存義務を踏まえ、不要となった情報は適切に削除または廃棄します。

第 11 条　第三者との紛争および損害への対応

応募作品に関して第三者から著作権、肖像権その他の権利侵害等の申立てがあった場合、応募者および共催者は、必要な事実確認に協力するものとします。

応募者の責めに帰すべき事由によって第三者との紛争が生じた場合は、応募者が自己の責任と費用において、適用法令に従い対応するものとします。

共催者の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合は、適用法令に従い、共催者が責任を負います。

第 12 条　反社会的勢力の排除

応募者は、自らが反社会的勢力に該当せず、また、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、保証するものとします。

前項に違反する事実が判明した場合、共催者は、応募または受賞を取り消すことがあります。

第 13 条　日程等の変更および中止

共催者は、災害、感染症、社会情勢、会場その他の事情により、本コンテストの日程、審査方法、展示方法、表彰方法等を変更し、または本コンテストを中止する場合があります。

前項の場合、共催者は、変更または中止の理由および対応方針について、ウェブサイト等により可能な限り速やかに案内すると共に、影響を受ける応募者に必要な連絡を行います。

原画の返却、確定済みの支払いその他個別の対応が必要となる事項については、状況に応じて応募者へ案内します。

第 14 条　規約の変更

共催者は、必要に応じて本規約を変更することがあります。

規約を変更する場合、変更内容、変更理由および変更後の規約の効力発生日を、適切な期間を置いて公表します。

既に応募した応募者の権利または負担に重要な影響を及ぼす変更については、法令上許される場合を除き、応募者の同意なく遡って適用しません。

応募作品の利用目的を商用利用へ拡張する変更は行いません。

第 15 条　準拠法および管轄裁判所

本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

本コンテストに関して紛争が生じた場合、法令上許される範囲で、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。ただし、応募者に適用される強行法規による保護その他法令上認められる権利を排除するものではありません。

（以上）